電気需給契約書（案）（中国電力用）

広島県公立大学法人（以下、「甲」という。）と、○○○○（以下、「乙」という。）とは、広島県公立大学法人（県立広島大学（広島キャンパス・庄原キャンパス・三原キャンパス）及び叡啓大学）（以下、「広島県公立大学法人」という）で使用する電気の需給に関し次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　乙は、別紙仕様書並びに乙の電気契約要綱、標準料金表、高圧電力ＴＯＵＳ（高圧選択要綱）及び長期契約（選択要綱）（以下「電気契約要綱等」という。）に基づき甲の広島県公立大学法人で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第２条　契約金額は、別表のとおりとする。

２　乙の発電費用などの変動により契約金額の改定を必要とするときは、甲乙協議の上これを改定できるものとする。

３　この契約は、甲の本契約に係る令和９年度予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

（電力供給期間）

第３条　本契約の期間は、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。

（契約保証金）

第４条　甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

（権利義務の譲渡等）

第５条　乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（契約電力の増減）

第６条　契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ変更するものとする。

２　甲が、前項の規定によらないで契約電力を超えて電気を使用した場合は、乙と協議の上、契約電力を適正なものに変更するものとする。

３　前項の場合、その契約電力の超過が乙の責めにより生じたときを除き、甲は超過金として乙の定める電気契約要綱等に基づき算定した額を乙の指定する期限内までに支払うものとする。

なお、契約超過電力とは、その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値をいうものとする。

（使用電力量の検針・算定）

第７条　電力量計の検針日は、あらかじめ乙が定め、甲に通知した日とし、乙は当該検針日において電力量計に記録された指示数の読みにより使用電力量を算定する。

（電気料金の算定）

第8条　電気料金（早収料金）は、基本料金と電力量料金の合計から大口割引額及び長期契約割引額を差し引いた額（その額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）、第6条第3項により算定した契約超過金（その額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）、乙の電気契約要綱等に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金との合計とする。

２　基本料金は、契約電力に第2条の基本料金の単価を乗じて得た額から、その1月の力率に応じ、電気契約要綱等に基づき割引または割増しした金額とする。

３　電力量料金は、第7条により読み取った1月の使用電力量に第2条の電力量料金の単価を乗じて得た額から、電気契約要綱等に基づき算定された燃料費調整額を差し引き若しくは加

えた金額とする。
4　大口割引額及び長期契約割引額は、電気契約要綱等に基づき算定された金額とする。
5　再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、乙の電気契約要綱等に定める金額とする。

（電気料金の支払）

第9条　甲の支払うべき電気料金は、第8条により算定した基本料金と電力量料金の合計から大口割引額及び長期契約割引額を差し引いたもの（その額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた額、以下、「早収料金」という。）、第6条第3項により算定した契約超過金（その額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた額）、乙の電気契約要綱等に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金との合計とし、早収期間経過後に支払う場合には、遅収料金、乙の電気契約要綱等に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金との合計とする。
2　前項の「遅収料金」は、早収料金及び契約超過金それぞれに、その3パーセントに相当する金額を加算したもの（ただし、1円未満の端数は切り捨て）をいう。
3　第1項の「早収期間」は、検針日の翌日から起算して20日目までとする。
　なお、早収期間の最終日（以下、「早収期限日」という。）が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下、「休日」という。）に該当する場合は、早収期限日をその翌日とし、その翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日とする。
4　甲は、電気料金を検針日の翌日から起算して50日以内（以下、「支払期間」という。）に支払うものとする。
　なお、支払期間の最終日が日曜日または休日に該当する場合は、前項なお書と同様の取扱いとする。

（甲の解除権）

第10条　甲は、次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
(1) 乙に天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと甲が認めたとき。
(2) 乙が正当な事由により解約を申し出たとき。
(3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
(4) 乙が本契約条項に違反したとき。
(5) 前各号に定めるもののほか、乙による本契約の履行が不可能と甲が認めたとき。
2　乙は、前項第3号から第5号までの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。
3　乙は、第1項第3号から第5号までの規定により契約を解除されたときは、当該日から契約期間満了までに係る使用予定電力量に対し、第8条の規定に基づき算定した額の10パーセントに相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を、違約金として甲に支払わねばならない。

第10条の2　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
(2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
2　甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これ

らの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

３　前条第２項及び第３項の規定は、前２項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第 10 条の３　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前３号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

２　第 10 条第２項及び第３項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（契約解除後の処理）

第 11 条　契約が解除された場合には、第１条の義務は消滅する。

２　甲は、前条第１項の規定により契約を解除した場合において、甲が契約を解除した日が属する月の電力の供給を既に受けているときは、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める額の合計額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を乙に支払うものとする。

一　基本料金　契約を解除しなかったものとして第８条に定める方法により算出した基本料金を当該月の暦日数で除して得た額に直前の計量日から契約を解除した日の前日までの日数を乗じて得た額

二　従量料金　直前の計量日から契約を解除した日までに使用した当該月の電力量に、第２条第１項の従量料金単価を乗じて得た額

３　前項の支払は、第９条に定める方法に準じて行うものとする。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第 12 条　乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

２　乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

３　乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（守秘義務）

第 13 条　甲及び乙は、この契約の締結により知り得た相手方の秘密情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。この契約期間の満了後も、同様とする。

（その他）

第 14 条　本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、乙の「電気契約要項」（平成 28 年４月 1 日適用）に準拠して甲乙で協議する。

２　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　広島市南区宇品東一丁目 7-1
広島県公立大学法人
理事長　鈴木　典比古

乙

別 表

使用月	基本料金単価 (円/kW)	従量料金単価(円/kWh)			
	広島キャンパス	広島キャンパス			
		ピーク 時間	夏季 時間	その他 季節 昼間	夜間
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
10 月					
11 月					
12 月					
1 月					
2 月					
3 月					

（各単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

【季節区分の定義】

1　夏季：毎年７月１日から９月 30 日までの期間をいう。

2　その他季節：毎年４月１日から６月 30 日までの期間及び毎年 10 月１日から翌年３月 31 日までの期間

【時間帯区分の定義】

1　ピーク時間：夏季の毎日 13 時から 16 時までの時間をいう。ただし、電気契約要綱（休日等）に定める日の該当する時間を除く。

2　昼間時間：毎日８時から 22 時までの時間をいう。ただし、ピーク時間及び電気契約要綱（休日等）に定める日の該当する時間を除く。

3　夜間時間：ピーク時間及び昼間時間以外の時間をいう。

電気需給契約書（案）（特定事業者用）

広島県公立大学法人（以下、「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下、「乙」という。）とは、広島県公立大学法人（県立広島大学（広島キャンパス・庄原キャンパス・三原キャンパス）及び叡啓大学）（以下、「広島県公立大学法人」という。）で使用する電気の需給に関し次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　乙は、別紙仕様書並びに乙の（電気需給基本条件）に基づき広島県こうりつ大学法人で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第２条　契約金額は、別表のとおりとする。

２　乙の（電気需給基本条件）に変更がある場合、甲乙協議の上、変更後の（電気需給基本条件）所定の金額に電気料金を変更するものとする。

３　この契約は、甲の本契約に係る令和９年度予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

（電力供給期間）

第３条　本契約の期間は、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。

（契約保証金）

第４条　甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

（権利義務の譲渡等）

第５条　乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（契約電力の増減）

第６条　契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ変更するものとする。

２　甲が、前項の規定によらないで契約電力を超えて電気を使用した場合、乙と協議の上、契約電力を適正なものに変更するものとする。

３　前項の場合、その契約電力の超過が乙の責めにより生じたときを除き、甲は、契約超過金として乙の（電気需給基本条件）に基づき算定した額を乙の指定する期限内までに支払うものとする。

なお、契約超過電力とは、その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値をいうものとする。

（使用電力量の計量）

第７条　使用電力量の計量は、（電気需給基本条件）に基づき行うものとし、乙は計量日において記録された電力量計の読みにより使用電力量を計算する。

（電気料金の算定）

第8条　電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額(その額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)及び乙の(電気需給基本条件)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金との合計額とする。

２　基本料金は、契約電力に第2条の基本料金の単価を乗じて得た額から、その1月の力率に

応じ、(電気需給基本条件) に基づき割引または割増しした金額とする。
3　電力量料金は、第7条により読み取った1月の使用電力量に第2条の電力量料金の単価を乗じて得た額から、(電気需給基本条件) に基づき算定された燃料費調整額を差し引き若しくは加えた金額とする。
4　再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、乙の(電気需給基本条件) に定める金額とする。

（電気料金の支払）

第9条　甲の支払うべき電気料金は、第8条により算定した基本料金と電力量料金の合計額及び乙の(電気需給基本条件)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金との合計額とする。
2　乙は、前項の電気料金を、その月の末日から10日以内に甲に請求するものとする。
3　甲は、乙から適法な支払請求書を受理した後、乙が指定した支払期日（当該期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下、「休日」という。）に該当する場合はその翌日）までに当該請求額を支払うものとする
4　甲は、乙が指定した支払期日までに前項の請求額を支払わなかった場合、その支払期日の翌日から起算して支払日までの日数に応じ、当該請求額に対して年率10パーセントで計算した遅延利息を当該請求額に加算して乙に支払うものとする。

（甲の解除権）

第 10 条　甲は、次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
(1) 乙に天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと甲が認めたとき。
(2) 乙が正当な事由により解約を申し出たとき。
(3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
(4) 乙が本契約条項に違反したとき。
(5) 前各号に定めるもののほか、乙による本契約の履行が不可能と甲が認めたとき。
2　乙は、前項第 3 号から第 5 号までの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。
3　乙は、第 1 項第 3 号から第 5 号までの規定により契約を解除されたときは、当該日から契約期間満了までに係る使用予定電力量に対し、第 8 条の規定に基づき算定した額の 10 パーセントに相当する額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を、違約金として甲に支払わねばならない。
第 10 条の 2　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
(2) 乙が、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑に処せられたとき。
2　甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。
3　前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前 2 項の規定により契約を解除した場合について準

用する。

第10条の３　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前３号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

２　第10条第２項及び第３項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（契約解除後の処理）

第11条　契約が解除された場合には、第１条の義務は消滅する。

２　甲は、前条第１項の規定により契約を解除した場合において、甲が契約を解除した日が属する月の電力の供給を既に受けているときは、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める額の合計額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を乙に支払うものとする。

一　基本料金　契約を解除しなかったものとして第８条に定める方法により算出した基本料金を当該月の暦日数で除して得た額に直前の計量日から契約を解除した日の前日までの日数を乗じて得た額

二　従量料金　直前の計量日から契約を解除した日までに使用した当該月の電力量に、第２条第１項の従量料金単価を乗じて得た額

３　前項の支払は、第９条に定める方法に準じて行うものとする。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第12条　乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

２　乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

３　乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（守秘義務）

第13条　甲及び乙は、この契約の締結により知り得た相手方の秘密情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。この契約期間の満了後も、同様とする。

（その他）

第 14 条　本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、乙の「電気需給基本条件」（平成●年●月●日適用）に準拠して甲乙で協議する。

２　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　広島市南区宇品東一丁目 7-1
広島県公立大学法人
理事長　鈴木　典比古

乙

別 表

使用月	基本料金単価 (円/kW)	従量料金単価(円/kWh)			
	広島キャンパス	広島キャンパス			
		ピーク 時間	夏季 時間	その他 季節 昼間	夜間
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
10 月					
11 月					
12 月					
1 月					
2 月					
3 月					

（各単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

【季節区分の定義】

1　夏季：毎年７月１日から９月 30 日までの期間をいう。

2　その他季節：毎年４月１日から６月 30 日までの期間及び毎年 10 月１日から翌年３月 31 日までの期間

【時間帯区分の定義】

1　ピーク時間：夏季の毎日 13 時から 16 時までの時間をいう。ただし、電気契約要綱（休日等）に定める日の該当する時間を除く。

2　昼間時間：毎日８時から 22 時までの時間をいう。ただし、ピーク時間及び電気契約要綱（休日等）に定める日の該当する時間を除く。

3　夜間時間：ピーク時間及び昼間時間以外の時間をいう。

2　その他季節：毎年４月１日から６月 30 日までの期間及び毎年 10 月１日から翌年３月 31 日までの期間

【時間帯区分の定義】

1　ピーク時間：夏季の毎日 13 時から 16 時までの時間をいう。ただし、電気契約要綱（休日等）に定める日の該当する時間を除く。

2　昼間時間：毎日８時から 22 時までの時間をいう。ただし、ピーク時間及び電気契約要綱（休日等）に定める日の該当する時間を除く。

3　夜間時間：ピーク時間及び昼間時間以外の時間をいう。